810—820 J58　J74C	移動　J58C	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは940—950MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。
838—846 J58	移動　J58C　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは893—901MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。
838—846 J58　J74C	移動　J58C　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは893—901MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。
860—885 J58	移動　J58C　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915—940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。
860—885 J58　J74C	移動　J58C　J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用）	この周波数帯の使用は、平成24年7月24日までは915—940MHz帯と対の二周波方式に限る。ただし、IMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。
1475.9—1501 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9—1500.9MHz帯に限るものとし、別表10—4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477—1487MHz帯及び1491—1501MHz帯に限るものとし、1477—1487MHz帯については1429—1439MHz帯と、1491—1501MHz帯については1443—1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
1501—1503.35 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10—2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453—1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35—1518 J58	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35—1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11—4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10—2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11—4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35—1513MHz帯とし、1455.35—1465MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11—4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。
1475.9—1501 J58　J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9—1500.9MHz帯に限るものとし、別表10—4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000を提供する無線局への割当ては、別表10—2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477—1487MHz帯及び1491—1501MHz帯に限るものとし、1477—1487MHz帯については1429—1439MHz帯と、1491—1501MHz帯については1443—1453MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。 電気通信業務用(携帯無線通信用)のうちIMT—2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。
1501—1503.35 J58　J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。
	移動	電気通信業務用（携帯無線通信用） 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）	電気通信業務用(携帯無線通信用)への割当ては、別表10—2による。 電気通信業務用(携帯無線通信用)によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453—1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。
1503.35—1518 J58　J74C	固定	電気通信業務用（エントランス回線用）	電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35—1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11—4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。